

投資信託・信託商品パッケージ型定期預金「3WAYパック」

(令和7年10月1日現在)

1. 商品名	○投資信託・信託商品パッケージ型定期預金「3WAYパック」
2. 販売対象	○個人のみ
3. 取扱期間	○令和7年10月1日～令和8年9月30日 ※お取扱い期間中であっても、スーパー定期募集総額20億円に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。
4. パッケージ内容	①「投資信託」＋「スーパー定期」 ②「しんきん相続信託『こころのバトン』」＋「スーパー定期」 ③「しんきん暦年信託『こころのリボン』」＋「スーパー定期」 ④「投資信託」＋「信託商品」＋「スーパー定期」
5. 定期預金	
(1) 預金種類	○自動継続のスーパー定期
(2) 預入	
①預入方法	○取扱期間内に「投資信託」、「信託商品」と「スーパー定期」を同時一括預入。 ○「投資信託」「信託商品」「スーパー定期」の取引名義は同一とします。
②預入金額 (預入限度額)	①「投資信託購入金額」の範囲内 ②「しんきん相続信託『こころのバトン』」申込金額以内 ③「しんきん暦年信託『こころのリボン』」申込金額以内 ④投資信託購入金額＋信託商品申込金額の範囲内 ※ただし、上記金額が1,000万円を超える場合、1口座あたりの預入金額は1,000万円未満とさせていただきます。
③預入期間	○3ヵ月、6ヵ月（元金継続または元利金継続による自動継続のみの取扱い）
④預入単位	○1円単位
(3) 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。
(4) 利息	
①適用金利	○固定金利 ○預入時の店頭表示利率に、以下の上乗せ金利を初回満期日まで適用します。 ・3ヵ月：店頭表示利率＋0.50%（年利） ・6ヵ月：店頭表示利率＋0.25%（年利） ○自動継続後の利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ※当初預入金額が300万円未満の場合、スーパー定期の300万円未満の店頭表示利率を基準とします。 ※当初預入金額が300万円以上の場合、スーパー定期の300万円以上の店頭表示利率を基準とします。
②利払方法	○満期日以後に一括して支払います。
③計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
(5) 税金	○利息は20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
(6) 手数料	_____

(7) 付加できる特約事項	<p>○ マル優の取扱いができます。 (平成14年度税制改正によりマル優制度が改組されております。マル優について、詳しくは当金庫の得意先係または窓口へお問い合わせください。)</p> <p>○ 預入形式は、証書形式、通帳形式、総合口座とします。</p> <p>○ 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。)</p>
(8) 中途解約時の取扱い	<p>○ 満期日前に解約する場合は、上乗せ金利は適用されません。解約日における普通預金利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p>
(9) 金利情報の入手方法	<p>○ 店頭表示利率は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
(10) 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023)にお申し出ください。</p> <p>○ 紛争解決措置(投資信託) 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p>○ 紛争解決措置(信託) 一般社団法人 信託協会 信託相談所 (電話:0120-817-335) (携帯電話から:03-6206-3988)</p>
(11) その他参考となる事項	<p>○ 預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>

6. 投資信託

<p>(1) 投資信託に関する手数料等の概要</p>	<p>①申込手数料（ご購入時） ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.30%の申込手数料率（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。</p> <p>②信託財産留保額（ご換金時） ご換金時に直接ご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して最大0.3%を乗じた額をご負担いただきます。ご換金の際には、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（換金価額）にて換金代金が算出されます。</p> <p>③信託報酬（保有時） 保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、最大年率2.42%の料率（消費税込み）を乗じた額となります。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。</p>
<p>(2) 投資信託ご購入の際の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●投資信託は預金、保険契約ではありません。 ●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。 ●投資信託は元本および利回りの保証はありません。 ●投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 ●投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。 ●投資信託の購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.30%の申込手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年率2.42%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。 ●投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。 ●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリング・オフ（書面による解除）の適用はありません。 ●投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。 ●当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ●お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申込みを受付することはできません。

	●お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
(3) 購入	
①購入方法	○取扱期間内で一括購入
②購入金額	○10万円以上（申込手数料等を含みます）
③購入単位	○1円単位
(4) 対象ファンド	当金庫の店頭窓口でお取扱い中の投資信託からお選びください。 ※対象ファンドは一部変更させていただく場合がございます。 ※各ファンドについての内容は、窓口または渉外係より詳しくご説明させていただきます。お気軽にお問い合わせください。 ※「投信インターネットサービス」での投資信託ご購入は「3WAYパック」の対象外とさせていただきます。
(5) 換金	○換金申込をいただいてから4～5営業日目に換金代金を指定口座に入金
(6) 費用	①購入時：申込手数料 ②運用期間中：信託報酬 ③換金時：信託財産留保額（商品により不要なものもあります） ※上記費用は、商品によって異なります。詳しくは、店頭の説明書をご覧ください。窓口または渉外係へお問い合わせください。
(7) その他	○投資信託については、窓口または渉外係より詳しくご説明させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

7. 信託商品

(1) 取扱商品	○しんきん相続信託『こころのバトン』 ○しんきん暦年信託『こころのリボン』
(2) 申込金額	①しんきん相続信託『こころのバトン』：100万円以上3,000万円以下 ※遺留分（他の相続人が遺産取得できる民法上定められている最低限の権利）を侵害しない範囲で金額を決めていただきます。 ②しんきん暦年信託『こころのリボン』：500万円以上 ※遺留分（他の相続人が遺産取得できる民法上定められている最低限の権利）を侵害しない範囲で金額を決めていただきます。
(3) 信託期間	5年以上30年以内（1年単位で指定）
(4) 信託設定日	月2回
(4) 予定配当率	○予定配当率は、合同運用財産の状況および金融情勢等を勘案のうえ、信金中央金庫が決定します。 ○予定配当率は、随時見直し、信金中央金庫が定める方法により受益者（お申しいただいた方）に示します。
(5) 信託報酬	①管理報酬：無料 ②運用報酬：本信託の運用収益から予定配当額等を差し引いた金額（信託金の元本に対して、上限年8.0%から下限0.001%の範囲内）を計算期日に信託財産より收受します。
(6) お受取人	
①しんきん相続信託『こころのバトン』	推定相続人からご指定（複数名可） ※推定相続人とは、ご契約時にお客さまに相続があった場合に法定相続人に該当する方です。

<p>②しんきん暦年信託 『こころのリボン』</p>	<p>○本商品のお申込時に、3親等以内のご親族さまから今後贈与を受ける方の候補をご指定いただきます。 ※最大9名のご指定が可能です。</p> <p>○贈与を希望される場合、今後贈与を受ける方の候補の中から、贈与を受ける方をご指定いただきます。 ※贈与する方は、ご契約期間中に今後贈与を受ける方の候補を変更（追加・取消しを含みます。）することができます。ただし、ご契約期間中は必ず1名以上贈与を受ける方の候補をご指定ください。</p>
<p>(7) 手数料</p>	<p>①事務手数料：お申込み時に申込金額の1.1%をご負担いただきます。</p>
<p>(8) 預金保険について</p>	<p>○上記2商品は、信金中央金庫が信託財産を安全に管理・運用し元本を保証するとともに、預金保険の対象です。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>○本商品は、信金中央金庫の商品であり、当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として申込みの媒介（取次ぎ）を行いますので、ご契約についてはお客さまと信金中央金庫がご契約の当事者となります。</p>